

債権差押命令申立ての手引 (令和5年9月28日以降受理分)

〒900-8567 那覇市樋川1丁目14番1号

那覇地方裁判所 民事第3部 債権執行係

☎ 098-918-3330 (直通)

1 申立手数料

収入印紙 4,000円分 [債権者1名, 債務者1名, 債務名義1通の場合]

※ 債権者や債務者が複数の場合は, 1名増えるごとに4,000円の追加印紙が必要です。

2 郵便切手

(1) 陳述催告申立てをする場合

1, 250円分×第三債務者の人数 (第三債務者への差押命令正本送達用)

1, 204円分×債務者の人数 (債務者への差押命令正本送達用)

564円分×第三債務者の人数 (陳述書提出用)

94円分×1 (債権者への差押命令正本送付及び送達通知用)

84円分×第三債務者の人数 (債権者への陳述書直送用)

※ 以上の額は全額執行費用として請求できます (当事者各1名ずつの場合3, 196円分)。

(2) 陳述催告申立てをしない場合

1, 204円分× [第三債務者の人数+債務者の人数] (差押命令正本送達用)

94円分×1 (債権者への差押命令正本送付及び送達通知用)

※ 以上の額は全額執行費用として請求できます (当事者各1名ずつの場合2,502円分)。

3 申立書

債権差押命令申立書に当事者目録, 請求債権目録, 差押債権目録を1枚ずつ付けて, ホッチキスで留め, 契印したものを提出してください。

※ 申立書の各ページ上部に捨て印を押してください。

※ 以上のほか, 上記各目録 (当事者目録, 請求債権目録, 差押債権目録) の写しを各1部添付してください。(これは申立書に添付書類として表示しなくて結構です。またホッチキスとじ及び押印はしないでください。)

4 添付書類

(1) 債務名義及びその送達証明書

※ 執行文付与が必要な債務名義は, 執行文付きのもの

※ 更正決定又は更正処分があるものは, その正本及びその送達証明書も添付のこと

(2) 当事者 (債権者, 債務者, 第三債務者) が法人である場合, 代表者の資格証明書 (商業登記の登記事項証明書等)

(3) 当事者の住所や氏名 (名称) が債務名義上の住所・氏名 (名称) と異なっている場合, 当事者の同一性 (つながり) を示す公文書 (住民票, 戸籍附票謄本, 商業登記の履歴事項証明書等)

※ 上記(2), (3)については, 申立日より1ヶ月以内に発行されたもの。

※ 不明の点, 特殊事案等については, 係に相談してください。

予納郵便切手一覧表(債権執行)(令和5年9月28日以降受理分)

那覇地方裁判所

予納郵便切手(陳述催告申立てをする場合)									
	500円	100円	94円	84円	63円	50円	2円	1円	合計
債権者1名, 債務者1名, 第三債務者1名の場合	5枚	4枚	1枚	1枚	1枚	1枚	2枚	1枚	3,196円
債務者1名増えることとの加算基準	2枚	2枚					2枚		1,204円
第三債務者1名増えることとの加算基準	3枚	2枚		1枚	1枚	1枚		1枚	1,898円

予納郵便切手(陳述催告申立てをしない場合)									
	500円	100円	94円	84円	63円	50円	2円	1円	合計
債権者1名, 債務者1名, 第三債務者1名の場合	4枚	4枚	1枚				4枚		2,502円
債務者1名増えることとの加算基準	2枚	2枚					2枚		1,204円